

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「払い過ぎた保険料や医療費を返金する。」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、現金自動預払機(ATM)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)で手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 2月18日(日)9:00~13:00

場 納税課

TEL 06-6992-1852~1854



支給申請書の送付

高額療養費(外来年間合算)

国民健康保険に加入する70歳以上の人で、令和5年7月31日時点で自己負担割合が2割であり、合算対象期間の外来診療の自己負担額の合算額から高額療養費として支給された分を差し引いた額が14万4千円を超えた場合に支給対象となります。

合算対象期間

令和4年8月1日~令和5年7月31日(1年間)

申請方法

支給対象者には、2月中に支給申請書を送付しますので、保険課に提出してください。

高額介護合算療養費

世帯における医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の自己負担限度額を差し引いたとき、500円を超えた場合に支給対象となります。ただし、高額療養費の支給を受けることができる場合は、高額療養費の額を差し引きます。また、国民健康保険の加入者で70歳未満の人が受けた療養にあっては、2万1000円以上の自己負担額のものに限り、合算対象となります。医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象になりません。

合算対象期間

令和4年8月1日~令和5年7月31日(1年間)

申請方法

国民健康保険の加入者
支給対象者には、2月中に支給申請書を送付しますので、保険課に提出してください。

▽後期高齢者医療制度の加入者

支給対象者には、3月上旬に支給申請書を送付しますので、大阪府後期高齢者医療広域連合に返送するか保険課に提出してください。

注 令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

注 自己負担限度額は所得区分により異なりますので詳しくはホームページをご覧ください。



国民健康保険



大阪府後期高齢者医療広域連合

問 国民健康保険の加入者
保険課

TEL 06・6992・1545

問 後期高齢者医療制度の加入者
大阪府後期高齢者医療広域連合

TEL 06・4790・2031

国民年金保険料は口座振替の前納がおトクです

国民年金保険料は口座振替で前払いをすると割引となりお得です。前払いには、6カ月前納、1年前納、2年前納があり期間に応じて割引額が変わります。

また、通常の翌月末引き落としの口座振替を当月末引き落としにするとし1カ月あたり50円の割引になります。

令和6年3月から口座振替での前払いについて、年度の途中でも振替できるようにになります。

口座振替申出書は、年金事務所、総合窓口課年金担当や金融機関に備えています。日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

問 守り口年金事務所
TEL 06・6992・3031

総合窓口課 2月休日開庁

マイナンバーカードの受け取りや、住民異動届の受付、パスポートの交付および証明書発行などの手続きができます。平日の日に来庁が難しい人は利用してください。

時 2月11日(日・祝)・25日(日)
午前9時~午後1時

問 総合窓口課
TEL 06・6992・1530



国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 2月19日(月)・21日(水)
いずれも午後5時30分~8時

休日 2月25日(日)

午前9時~午後1時

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課

TEL 06・6992・1545

場・問 保険収納課

TEL 06・6992・1537、1538



コンビニ交付がさらに便利に

スマホ用電子証明書搭載サービスを利用することにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでさまざまなマイナンバーカード関連サービスの利用や申し込みができるようになります。

また、1月22日より全国のファミリーマート、ローソンのキヨスク端末で、住民票などの各種証明書が取得可能になりました。ぜひ活用してください。

問 総合窓口課
TEL 06・6992・1525



児童手当の振込日は2月8日

令和5年10月分~令和6年1月分を、2月8日(木)に振り込みます。転入などをしている人は、対象月が変わります。



問 子育て支援政策課
TEL 06・6992・1647



消費生活センターだより

詐欺的な占いサイトの高額利用にご注意

【事例】

スマホで無料の占いサイトに気軽に相談したら「今が最高の金運」と言われた。宝くじ当選に導いてもらうために占いサイトに会員登録し、ポイントを購入して占い師とメッセージのやりとりをした。ポイント代の支払いは、コンビニで電子プリペイドカードを買ってカード番号を送るよう指示された。「あともう少し」といわれ、次々とポイントを購入して毎日何十回もやり取りしたが、貯金100万円を使い果たしても結局宝くじは当たらなかった。

【アドバイス】

占いサイトで、次々とポイントを購入させられて気が付いたら高額になっていた、というトラブルが多発しています。

▼無料のはずが有料になったら要注意

最初は無料でも、メッセージのやりとりや鑑定を続けるためにポイント購入を勧められる場合があります。占いにのめり込むと求める結果が出るまでやめられなくなり、高額支払いになりがちです。支払う前にいったん冷静になりましょう。

クレジットカードの利用明細や、銀行振込、電子マネー(プリペイドカード、ギフトカード)などの控えは必ず保管し、支払総額を把握しておきましょう。

▼相手の言葉を安易に信用しない

詐欺的な占いサイトは、運気を上げるための祈りの言葉を毎日送信させたり、「今やめたら金運が無くなる」などと言葉巧みに引き止めて、高額なポイントを購入させようとします。相手の言葉をうのみにしないようにしましょう。

▼やりとりの証拠を残す

送受信したメッセージは一定期間経つと消えるので、トラブルになった場合に備えてスクリーンショットなどで証拠を残しておきましょう。

▼電話やメールで電子マネーの番号を伝えない

コンビニで電子マネーを購入し、カードのID番号を電話で伝えたり、写真を撮ってメールで送信したりするのは、詐欺の手口なので絶対にやめましょう。

おかしいと思ったら早めに消費生活センターにご相談ください。

問 消費生活センター相談専用電話

TEL 06-6998-3600

時 9:00~16:30(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日・祝日)

TEL 局番なし188 時 10:00~16:00

